第76条の見出し中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第１項から第４項中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第１項中「第30条第３項」を「第30条第４項」に改める。

第77条の見出し中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第１項及び第２項中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第78条中「第30条第３項」を「第30条第４項」に改める。

第79条第１項中「掛金」を「加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）」に改め、同条第２項、第３項及び第５項中「掛金」を「加入者掛金」と改める。

第80条の見出し中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（中小事業主掛金の納付の方法）

第80条の２　中小事業主は、第71条の２の規定により中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、第67条第１項第５号の規定により連合会に申し出た掛金引落金融機関情報による口座振替を加入者が区分した拠出期間の最後の月の翌月26日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。）に行うことにより納付するものとする。

２　中小事業主掛金は、前納及び追納することはできない。

第81条の見出し中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第１項中「掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に、「受けたとき」を「受けるとき」に、「納付を受けた日として第72条に定める日から７営業日以内に」を「あらかじめ」に、「掛金の額」を「加入者掛金及び中小事業主掛金の額」に改める。

第82条第１項中「掛金」を「加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）」に改め、同条第４項に次のただし書を加える。

ただし、還付を受ける者が中小事業主掛金の拠出を受けている場合は、当該通知を中小事業主に送付するものとする。

第83条中「掛金額」を「加入者掛金額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。）」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、還付を受ける者が中小事業主掛金の拠出を受けている場合は、次に掲げる区分の通り還付金の額を按分（按分することにより還付金の額に１円未満の端数が生じた場合の取扱は、運営管理機関の定めるところによる。）し、各掛金の支払い者に還付することとする。

一　加入者に対する還付割合　還付対象となった月に納付された加入者掛金の合計額／（還付対象となった月に納付された加入者掛金の合計額＋還付対象となった月に納付された中小事業主掛金の合計額）

二　中小事業主に対する還付割合　還付対象となった月に納付された中小事業主掛金の合計額／（還付対象となった月に納付された加入者掛金の合計額＋還付対象となった月に納付された中小事業主掛金の合計額）

第84条第１項第１号中「個人別管理資産に係るすべての運用の方法」を「個人別管理資産に係るすべての運用の方法（個人別管理資産のうち運用の指図が行われていないもの又は未指図個人別管理資産の取扱いは、運営管理機関の定める方法による。以下、この条において同じ。）」に、「掛金額」を「加入者掛金額及び中小事業主掛金額」に改め、同項第２号中「掛金額」を「加入者掛金額又は中小事業主掛金額」に改め、同条第４項に次のただし書を加える。

ただし、還付を受ける者が中小事業主掛金の拠出を受けている場合は、中小事業主が事業主払込を行うために連合会に申し出た掛金引落口座へ振込を行うことにより、還付金の支払を行うものとする。この場合、加入者掛金に係る還付金に相当する額については、当該振込を受けた中小事業主が加入者掛金を拠出した加入者に支払うものとする。

第85条に次のただし書を加える。

ただし、還付を受ける者が中小事業主掛金の拠出を受けている場合は、還付金全額から事務費を徴収したうえで第83条に規定する按分を行うものとする。

第86条中「法附則第３条第１項第５号」を「法附則第３条第１項第３号」に改める。

第87条の２第１項中「掛金」を「加入者掛金」に、「当該掛金」を「当該加入者掛金」に改め、同条第２項中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第87条の３第１項中「掛金」を「加入者掛金」に、「当該掛金」を「当該加入者掛金」に改め、同条第２項中「掛金」を「加入者掛金」に改める。

第87条の３の次に次の１条を加える。

第87条の４　災害その他やむを得ない理由により中小事業主が第80条の２第１項の規定により定められた期日に連合会に納付することが困難であるものとして連合会が指定する中小事業主掛金については、中小事業主は、連合会に申し出て中小事業主掛金の納付を停止することができる。

２　前項の規定により納付を停止した中小事業主掛金については、中小事業主は、同項の理由のやんだ日から２月以内において連合会が定める日までに連合会に申し出て第80条の２第１項に規定する口座振替により納付することができるものとする。

３　前２項の規定による申出は、申出を行う中小事業主の登録事業所番号、名称、中小事業主掛金の対象者の氏名、性別、生年月日その他連合会が必要とする事項を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

４　連合会は、第１項の規定により納付することが困難な掛金を指定したとき又は第２項の規定により納付することができる期日を定めたときは、遅滞なく、官報に掲載することにより、公告を行うものとする。

第89条第１項中「講ずる」を「継続的に講ずる」に改め、同条第１項第１号ロを次のように改める。

ロ　確定拠出年金制度の概要　（次の⑴から⑼までに掲げる事項）

⑴　制度に加入できる者とその拠出限度額

⑵　運用の方法の範囲、加入者等への運用の方法の提示の方法及び運用の方法の預替え機会の内容

⑶　運用の指図は加入者自身が自己の責任において行うこと

⑷　指定運用方法を設定している場合は、指定運用方法の概要。また、指定運用方法により運用されたとしても、加入者自身の資産形成状況やライフプラン等に適した運用の方法が選択されているかどうかを確認し、自身に適さない運用の方法であれば他の運用の方法を選択すべきであること

⑸　給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金の別）の受取方法

⑹　加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法

⑺　拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容

⑻　事業主、連合会、企業年金連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の役割

⑼　事業主、連合会、確定拠出年金運営管理機関及び資産管理機関の行為準則（責務及び禁止行為）の内容

第89条第１項第３号に次のように加える。

ヘ　年齢、資産等の加入者等の属性によりふさわしい運用の方法のあり方は異なり得るため一律に決まるものではないが、長期的な年金運用の観点からは分散投資効果が見込まれるような運用の方法が有用である場合が少なくないこと

第89条第１項第３号の次に次の１号を加える。

四　確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計

イ　老後の定期収入は現役時代と比較し減少するため、資産形成は現役時代から取り組むことの必要性

ロ　平均余命などを例示することで老後の期間が長期に及ぶものであること及び老後に必要な費用についても長期にわたり確保する必要があること